

平成23年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年3月15日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道 子	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	原 田 惠 次
管理部総務課長	秋 本 丈 仁
管理部教育政策担当課長	大 川 佳 久
管理部教職員課長	高 橋 淳 一
管理部学校管理課長	藤 田 裕 行
生涯学習部長	外 川 昌 宏
生涯学習部生涯学習課長	平 澤 和 宏
生涯学習部学校保健課長	飯 島 幸 夫
生涯学習部スポーツ課長	伊 藤 学
教育研究所長	阿 部 優 子
教育情報担当課長	野 間 俊 行
中央図書館長	根 本 博 行
博物館運営課長	横 山 治 久
美術館運営課長	石 渡 尚

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

過日発生いたしました、東北地方・太平洋沖地震の直後でございますし、また、計画停電の実施に移ったということの中で、学校の対応、教育委員会所管施設の対応についてご報告させていただきたいと思っております。

お手元にお配りさせていただきましたのは、報道機関へ、最終の避難所の状況について発表したものでございます。ピーク時には多い所では400人を超える避難者の方―地域の方もそうでしたが、帰宅困難者が駅から学校へということの中では、想定していなかった避難所の開設となりました。そういう中で、学校においては、校長先生・教頭先生・一般の教職員の皆さんに、色々分からない中で対応をしていただきました。避難所の開設に当たっての市民安全部との連携等につきまして、多くの課題が出てまいりましたので、場所の提供は構わないのですが、避難所の開設に当たっての対応について早急に市民安全部と打ち合わせを行い、学校に迷惑をかけない形での避難所の開設に向けて、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

学校の状況ですが、幸いなことに施設等に大きな被害は出ておりません。総合高校につきましては横須賀線等が運休した影響がございまして、昨日・今日と休校しております。小・中・ろう・養護学校につきましては基本的には通常どおり授業をしておりますが、校長先生のご判断により、適宜、早めに給食を食べていただいたり、下校の時間を早めたりという対応をしております。今後も状況を見ながらはなりますが、基本的には通常どおり授業を行う予定でおります。

給食につきましては、地震発生直後から、物資の不足等を考慮して、パンの発注をしておりました。そういう中で、昨日は通常の給食ができましたが、今日・明日はパンと牛乳による給食となってしまう状況でございます。中学校につきましては、自分でお弁当やパンの注文をするのですが、ほとんどの所は通常どおりできているようですが、配達が遅れがあったり注文できなかつたりという所も2、3校報告が上がってきております。

教育委員会所管施設ですが、博物館、美術館、生涯学習センターにつきましては、当分の間、閉館の措置を取りたい、図書館につきましては情報収集という面もございまして17時までの開館ということで対応してまいりたいと思ってお

ります。

私からは以上でございますが、部長から補足等がありましたらお願いいたします。

(管理部長)

教育長が仰ったとおりですが、私からは、市民安全部との連携が上手くいかなかった点ですが、被害者のいない壮大な予行練習であったと考えております。反省点もございますので、今一度見直しをし、態勢をよりよいものにしていきたいと考えております。

(生涯学習部長)

学校は基本的には平常でやっていきたいと考えております。休校にしている所もありますが、子どもたちは来ますので、地域の学校ということで休校にするとちょっとより多くの被害を被ってしまうこともありますので、基本的には小・中学校は通常どおりで考えております。ただ、先生方もいっぱい、電車も運休でガソリンもないということでなかなか学校に来られないという方もいるような状況の中ではありますが、教育委員会から発する発信、指示を明確にしてやっていきたいと思っております。色々ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いしたいと思います。

(森武委員長)

避難所のことですと、停電等の影響がない方の避難もあってということもあってということだと思っておりますが、管理部長が仰ったように色々な課題があったことと思っておりますので、対策を取っていただければと思います。

日程第1 議案第11号『人事異動通知書を発せられない職員の勤務について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第11号『人事異動通知書を発せられない職員の勤務について』、説明させていただきます。お手元の資料、議案第11号をご覧ください。

先月の教育委員会2月定例会において、『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正についてご議決いただきましたが、本改正に伴い、平成23年4月1日付で教育委員会事務局各部課の名称変更等が生じることになります。

平成 23 年 4 月 1 日付の配置換え等の人事異動と同様に、本来であれば、部課名の名称変更等においても、人事異動通知書、いわゆる辞令を交付することとなっておりますが、規則改正に伴う所属部課名の変更のみとなる職員を対象とし、「職員任免手続規程」第 4 条第 2 号に基づき、人事異動通知書を交付することなく、「議案に記載の表中、左側の欄に記載の各部課に勤務する職員については、同右側の欄に記載の各部課に勤務を命ぜられたものとする」ものであります。

具体的な事務といたしましては、本議案の議決をいただいた後に、教育委員会訓令として告示を行い、人事異動通知書の交付に代えることといたします。

なお、部所属である各部長及び担当課長と、現学校教育課に勤務する職員については、人事異動通知書を交付することといたします。また、市長部局及び上下水道局においても、平成 23 年 4 月 1 日付組織改正に伴う人事上の手続きについては、同様の取り扱いとすることとなっております。

以上で、議案第 11 号『人事異動通知書を発せられない職員の勤務について』、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 11 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『市立上の台中学校の閉校式について』

（教育政策担当課長）

それでは、報告事項（1）「市立上の台中学校の閉校式について」、ご報告いたします。

昭和55年4月の開校以来、多くの卒業生を輩出してまいりました上の台中学校は来る3月31日をもって閉校し、4月1日に鴨居中学校と統合し、新たなスタートを切ります。これに伴い、31年の歴史に幕を閉じることとなる上の台中学校に対し感謝の気持ちを表す行事として、教育委員会主催の閉校式を開催いたします。日時・場所は資料に記載のとおり、3月25日 金曜日、学校主催の修了式・離任式等が終わった後、午前11時から11時50分まで、上の台中学校の体育館で行います。出席者は資料に記載のとおりですが、少しでも多くの方々にご出席いただけるよう、広報よこすか3月号、ホームページ等でお知らせをしております。式次第については記載のとおりです。

なお、開式の前に、上の台中学校の31年の歴史を振り返るとともに、在校生

の活躍した姿をスライドにまとめたものを放映したいと考えております。詳細な内容につきましては、現在、学校と相談しながら最終的な調整を行っておりますが、上の台中学校の歴史と存在が、皆さんの心に残るような式にしたいと考えております。

「市立上の台中学校の閉校式について」は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(2)『佐島の丘温水プール寄附受納式の開催及び施設の開館について』

(スポーツ課長)

「佐島の丘内温水プール寄附受納式の開催及び施設の開館について」、報告させていただきます。佐島の丘温水プールについては、これまでに平成22年5月定例会で施設の寄附受納について報告させていただき、さらに、同8月定例会で施設の通称名決定をご報告させていただいております。その後の工事も順調に進んでおりまして、この度、予定どおり4月下旬に開館できる運びとなりましたので、本日はこのことについてご説明させていただきます。

資料1ページの1の「経緯」をご覧くださいと思います。佐島の丘温水プールについては、佐島の丘地区の開発事業者であります「京浜急行電鉄株式会社」が、当該地区内に建設する室内温水プール施設を本市が寄附受納しようとするものでございます。寄附受納に関する手続きを平成22年度中に完了させ、平成23年4月26日(火)をもって開館する予定で事務を進めております。

続きまして、2の「施設の概要」をご覧くださいと思います。所在地は横須賀市佐島の丘1丁目1番1号です。この地は大楠中学校敷地南側に隣接しております。

プールは2種類あります。一般用のプールにつきましては、25mプールでございます。6コースとなります。幼児用プールにつきましては長径4m、短径3mの楕円形プールでございます。

駐車場は、隣接する佐島の丘第4公園の駐車場が39台分ございます。なお、駐車場については、本施設開設当初は無料で開放いたしますが、平成23年6月頃から有料化する予定となっております。また、駐車場の管理者は土木みどり部となっており、有料化についても土木みどり部の所管で推進いたします。

恐れ入ります、資料3ページの「完成予想図」をご覧くださいと思います。施設の凡その外観がお分かりいただけるかと思います。

資料1ページにお戻りいただき、3の「寄附受納式の開催」をご覧くださいと思います。施設の開館にあたって、寄附受納式を開催したいと考えています。日時は平成23年4月26日(火)の午前10時から11時頃までの約1時間を予定しております。会場は、本施設のプールサイドです。出席者は、寄附者である京浜急行電鉄株式会社社長ほか関係者、本市関係議員、町内会長等地域の方々、市長、教育長、その他市関係者、そして教育委員会委員の皆様にもご出席いただきたいと思いますと考えております。

恐れ入ります。資料4ページの「寄附受納式典次第(案)」をご覧くださいと思います。式の流れとしては、寄附者代表として京浜急行電鉄株式会社社長挨拶に始まり、市長挨拶、施設目録の贈呈セレモニー、来賓紹介、テープカット等を予定しております。最後に、地元海上自衛隊横須賀教育隊の水泳指導教官による模範泳法披露、大楠中学校1年生生徒約100名による初泳ぎを行うこととして、調整を進めさせていただいております。

恐れ入ります。資料2ページにお戻りいただき、4の「一般開放の開始」をご覧くださいと思います。寄附受納式翌日の平成23年4月27日(水)から同月30日(土)までの間、どなたでも無料で入れる「無料一般開放」を行う予定としています。これについては、広報よこすか4月1日号にて全市に周知するので、全市からお客様にお越しいただけるものと考えています。

なお、資料には記載ありませんが、無料一般開放とは別に、大楠連合町内会及び県警長坂公舎自治会の皆さん限定の「無料開放」を行う予定としています。日時は4月23日(土)午前10時から午後5時を予定しています。これについては、地域の方々に対する配慮とともに、一般開放を目前に控えた時期に、従業員の業務習熟を目的とするものでございます。

続きまして、5の「料金」をご覧くださいと思います。他の横須賀市営室内温水プール同様、大人は1回350円、小中学生は1回150円、未就学児は無料です。団体利用によるコース専用使用料も他の横須賀市営室内温水プール同様、1コースあたり2,200円です。

以上で、報告事項(2)「佐島の丘内温水プール寄附受納式の開催及び施設の開館について」の説明を終わらせていただきます。

(三塚委員)

大楠中学校が使用されるということですが、これに関して何か特別な対応等検討されていることはありますか。

(スポーツ課長)

学校と調整を進めておりまして、大楠中学校が水泳の授業をどの程度予定し

ているか、これについては各学年年間数時間程度ということですが、学年ごとに使用したいということですので数時間×3学年、特別支援学級についてはコースの専用使用で対応していきます。学年ごとに使用する場合は他のお客様はお入りいただけないかと思っておりますので、予め大楠中学校が使用する時間帯については、予定を組みまして、貸し切りにさせていただきたいと思っております。この使用料については全額減免で対応します。時期については温水プールなので年間を通して使用できますが、学校の意向としては梅雨時でグラウンドが使用できない6月頃ということですので、そのように調整したいと考えております。

(齋藤委員)

駐車場ですが、39台ということで他の市のプールと比べて規模はどうなのでしょう。真夏等ですととても足りないような気もするのですが。

(スポーツ課長)

他のプールですと、体育館・プール単体でこれに近い所というのはくりはま花の国プールでして、サブアリーナと北体育会館は他の公営施設と一体化している駐車場なので、プールだけの駐車場の台数としては比較し難いと思っております。くりはま花の国プールの駐車場の駐車可能台数は46台となっています。

(森武委員長)

4月26日ということでまだ1ヵ月以上先ですが、恐らく4月に入りますと試運転等を始められると思っております。先ほど永妻委員から報告があった計画停電等想定されますので、その場合には臨機応変にご対応いただければと思っております。

報告事項(3)『体育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について』

(スポーツ課長)

「体育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、説明させていただきます。

本件につきましては、教育委員会平成22年11月定例会及び、市議会平成22年第4回定例会にてご承認をいただきました「体育会館条例中改正」について、その施行期日を定める横須賀市規則を制定するものです。

本件は横須賀市規則であるため、所管は総務部行政管理課となりますが、施設管理上、横須賀市教育委員会にも関係する案件であるため、この場をお借りして報告させていただきます。

資料1 ページの1の「経緯」をご覧いただきたいと思います。体育会館条例の改正概要は、佐島の丘温水プールを条例上で「西体育会館の温水プール」と位置付けるものです。

続きまして、2の「施行期日」をご覧いただきたいと思います。施設開設日、すなわち寄附受納式典の開催日である、平成23年4月26日を施行期日として設定いたしました。

続きまして、3の「条文」をご覧いただきたいと思います。条文上には「都市公園条例の一部を改正する条例」と「体育会館条例の一部を改正する条例」と記されています。これは、佐島の丘温水プールが、都市公園条例で定める「佐島の丘第4公園」内に設置されており、さらに、体育会館条例において、西体育会館の分館的施設である温水プールと位置付けられているため、関連する2つの条例を改正したこと意味するものでございます。

また、注釈に有ります「規則番号及び規則の制定日については空欄」となっておりますが、現在、総務部行政管理課について準備中でありますことを申し添えます。

以上で、報告事項(3)「体育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」の説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(森武委員長)

質問という訳ではないですが、先般の地震で学校と教育施設の所管ということで色々な対応で皆さん大変だと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

6 閉会及び散会の時刻

平成23年3月15日(金) 午前9時56分

横須賀市教育委員会
委員長 森 武 洋